

議案第28号

特別区道の路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

密集住宅市街地整備促進事業により新設される道路を特別区道の路線として認定する必要があるため、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅員、延長等
葛 9 5 8 号	葛飾区東立石四丁目48番3の一部から 葛飾区東立石四丁目50番28の一部まで	別紙図面表示 の と お り

葛飾区特別区道路線認定 略図

(東立石四丁目地内)

—— 特別区道路線

==== 都道

■ 新たに認定する特別区道路線 (葛958号)

幅 員 6.36メートル～6.37メートル

延 長 109.31メートル

面 積 699.57平方メートル

東立石四丁目

